

# 第42回国連 CEFAC T フォーラム会議報告

## — 貿易手続デジタル化と新たな潮流 —

2024年7月8日～7月10日  
ジュネーブ（スイス） 欧州国連本部

報告者：国連 CEFAC T 日本委員会  
一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会  
菅又 久直

国連CEFACTは、貿易手続の簡易化と電子ビジネスの促進、およびそれらに関するグローバルなポリシーや技術仕様の制定を目的として設立された国連組織である。

今回の参加は、経済産業省が進める貿易プラットフォームによるデータ連携を推進するための活動が目的である。金流商流物流の情報接点となる貿易決済（トレードファイナンス）に関わる情報モデルにつき、日本の貿易関連企業の業務要件を反映した国連CEFACT標準を提案した。

更に、今後の貿易デジタル化へ向けての国連欧州経済委員会（UNECE）及び国連CEFACTにおける新たな取組みについての調査を行った。

### 1. 国連CEFACTにおける貿易デジタル化への取組

Policy Dialogue on Leveraging Sustainable and Digital Trade with UN/CEFACT tools

Ms. Elisabeth Türk (Director, Economic Cooperation and Trade Division, UNECE) がモデレータとなり、国連欧州経済委員会（UNECE）及び国連CEFACTのキーマンによる国連CEFACTの活動方針に関わる意見が交換された。

#### ➤ 歓迎挨拶

- ・ Ms. Tatiana Molcean (Executive Secretary, UNECE)
- ・ H.E. Vincenzo Grassi (Permanent Representative of Italy to the International Organizations in Geneva)

UNECE事務局長とジュネーブ国際機関イタリア常駐代表が開会の挨拶を行い、国連のSDGs<sup>1</sup> についての2030 Agenda<sup>2</sup> に対する国連CEFACTの活動の貢献と、貿易の混乱に

<sup>1</sup> SDGs: Sustainable Development Goals (持続的な開発目標)

<sup>2</sup> 2030Agenda:

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

対処し持続可能な発展を促進するための革新的なデジタルソリューションの必要性を強調した。WTO<sup>3</sup>、UNCTAD<sup>4</sup>、ISO<sup>5</sup>などのパートナーとの協力も強調され、効率的な国際貿易慣行に向けた取り組みを導く新しいUN/CEFACT 議長の役割の重要性が強調された。

なお、イタリア常駐代表から、次回のフォーラムが2024年12月10日・12日にローマで開催されることが発表された。

## ➤ 国連CEFACT概要

- ・ Ms. Sue Probert (Chair, UN/CEFACT)

国連CEFACT議長のSue Probert氏より国連CEFACT活動の概要が紹介され、Sue Probert 議長の司会により、貿易デジタル化とサステイナブル貿易についてのパネルディスカッションが行われた。

## ➤ デジタル貿易の促進

- ・ Ms. Lia Potec (Policy Officer, EC, DG for Mobility and Transport)
- ・ Ms. Slavica Kutirov (Councillor, North Macedonia)

EC<sup>6</sup>のLia Potec氏が、企業と当局間の電子情報交換を促進することを目的としたEUのeFTI規制<sup>7</sup>と欧州海事シングルウィンドウ環境について紹介した。この規制は、複合一貫輸送参照データモデル(MMT<sup>8</sup>)などの国連CEFACT標準を活用し、相互運用性を確保し、サプライチェーン全体にわたるデータ交換を促進するものである。Lia Potec氏は、調和と国際標準の採用を推進しながら、既存のソリューションに対応するためのEUの取り組みを強調している。EUは、規制要件に整合させるためにMMTを更新するよう提案している<sup>9</sup>。

ジュネーブにある北マケドニア常駐代表部のSlavica Kutirov氏が、貿易手続きの電子化、EU基準への適合、最新ツールやテクノロジーの活用など、同国の取り組みについて紹介した。主な取り組みとしては、2008年に国連/CEFACT基準に基づくNSWシステム<sup>10</sup>を導入したこと、そして地域プロジェクトの一環として新しいシングルウィンドウシステム<sup>11</sup>の開発を進めていることが挙げられた。税関申告および物品税文書処理システムの導入により、ペーパーレス貿易の進展が見られ、さまざまな国内および地域システ

<sup>3</sup> WTO: World Trade Organization (世界貿易機関)

<sup>4</sup> UNCTAD: United Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議)

<sup>5</sup> ISO: International Standard Organization (国際標準化機構)

<sup>6</sup> EC: European Commission (欧州委員会) : ECはEU: European Union (欧州連合)の執行機関。UNECEは国連の欧州経済委員会。

<sup>7</sup> eFTI 規制: 貨物輸送のグリーン化政策を補完する複合輸送指令

<sup>8</sup> MMT: Multi Modal Transport (複合一貫輸送)

<sup>9</sup> EUのMMT更新要求に基づき、国連CEFACTのCCL (Core Component Library)への情報項目追加申請が行われ、2024年7月現在審議中である。

<sup>10</sup> NSWシステム: National Single Window system

<sup>11</sup> 新しいシングルウィンドウシステム: Regional Single Window system

ムとの相互運用が可能になった。また、AEO<sup>12</sup>の相互承認など、地域協力の取り組みも注目すべきである。

## ➤ Sustainability in Trade

- ・ Mr. Jesse Nicol (Counsellor, Market Access Division, WTO)
- ・ Ms. Nancy Norris (Vice-Chair, UN/CEFACT)

WTOの市場アクセス課に所属するJesse Nicol氏は、電子化への取り組みとTFA<sup>13</sup>の関連性について、電子文書、国際標準、シングルウィンドウに関する規定に焦点を当てながら説明した。電子化は、紙の使用量の削減や効率性の向上といった環境面での利点をもたらす一方で、ITインフラからのエネルギー需要も考慮しなければならない。Nicol氏は、持続可能性に対する電子化のプラスの影響を定量化するための調査とデータ分析の重要性を強調した。TFAの規定では、国際基準の採用とシングルウィンドウの開発が求められているが、多くの加盟国にとって、その実施は依然として課題となっている。カナダのブリティッシュコロンビア州政府から参加したNancy Norris氏は、貿易のデジタル化を通じて持続可能でクリーンなグローバル経済を実現するために、国連CEFACTツールが果たす重要な役割について強調した。同氏は、責任ある調達、ESG<sup>14</sup>情報開示、サプライチェーンの透明性に関する規制強化に対する需要の高まりを強調した。サプライチェーンにおけるデータ交換に対する信頼の欠如やGreen Wash<sup>15</sup>のリスクといった課題もあります。本フォーラムで中心的テーマとしたUNTP<sup>16</sup>は、信頼とプライバシーを確保しながら、関係者がデータを共有し、改善できるようにすることで、これらの問題に対処することを目的としている。このプロトコルは、業界および政府との協力により開発されており、米国やEU政府、業界団体などの利害関係者から肯定的な評価を得ている。

なお、Nancy Norris氏はフォーラムに引き続き開催された国連CEFACT総会において、Sue Probert氏の後継として国連CEFACT議長に選任された。

## 2. デジタル貿易決済の標準化

### 2. 1 信用状プロセスの標準化

#### Session 10: Open and Trade Finance for Helping Companies to Better Harness Business Opportunities

我が国と取引国の貿易手続きデジタル化を推進し、サプライチェーンの効率化と強靭化を実現するため、国連CEFACTの「貿易金融円滑化Buy/Ship/Pay<sup>17</sup> データ交換構造プロジ

<sup>12</sup> AEO: Authorized Economic Operator (認定経済事業者)

<sup>13</sup> TFA: Trade Facilitation Agreement (貿易円滑化協定)

<sup>14</sup> ESG: 環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance)

<sup>15</sup> Green Wash: 環境に配慮しているかのように見せかける操作や誤解を招く宣伝やマーケティングを行うこと。

<sup>16</sup> UNTP: UN Transparency Protocol (国連透明性プロトコル) : 世界的な持続可能性のために、必要な規模でサプライチェーンの追跡可能性と透明性を実現することによるGreen Washに対抗するための実践的な仕組み。

<sup>17</sup> Buy/Ship/Pay: (売買/出荷納入/金融決済) 国連 CEFACT の売買/出荷/納入/金融決済の業務定義領域を指す。

エクト」の一貫として、その要となる信用状取引における商流・物流・金流の情報連携を実現するための「貿易金融信用状プロセス (Trade Finance Documentary Credit Process)」の標準化を提案した。

現在の貿易取引においては次のような課題が提起されている。

- 業界間不整合：現在の国際標準は商流・物流・金流ごとに、業界単位で標準化が進められており、業界間で情報項目の定義粒度や意味定義に不整合があり、業界間の情報連携を困難にしている。
- 情報項目不足：現在の国連CEFACT標準では日本の商社等で実際に使われている帳票の一部の情報項目がカバーされていない。
- 電子化文書の法的根拠：国によっては、貿易取引における一部の文書（船荷証券や信用状）につき、電子化されたデジタル文書が紙面文書と同等な効力を持ってない。

以上の認識の基に、日本としては「貿易金融円滑化Buy/Ship/Payデータ交換構造プロジェクト」に以下の体制で臨んでいる。

- プロジェクトの中核の一つとなる信用状 (Documentary Credit) プロセスの業務要件仕様 (BRS<sup>18</sup>) の主編集者を日本の菅又 (サプライチェーン情報基盤研究会) が担当し、金融ドメイン (Finance and Payment Domain) に提案。
- プロジェクトのもう一つの中核である運輸物流関連文書 (パッキングリスト、船荷証券、倉庫証券) は DCSA<sup>19</sup> が先導している FIT アライアンス<sup>20</sup> の運輸物流ドメイン (MMT チーム) の活動をフォローする。
- 売買契約やインボイスは、SCM ドメイン<sup>21</sup> に日本の情報項目追加要望を提出する。
- 海上貨物保険については、日本から BRS 原案を提案し、日本の新谷氏 (東京海上日動火災保険株式会社) を主編集者とする。
- プロジェクト全般に関わる参照データ (RDM<sup>22</sup>) の見直しについては、特定の業務ドメインで取り扱うのが難しいため、菅又が担当する技術仕様ドメイン (Specification Domain) で対応策を検討する。

---

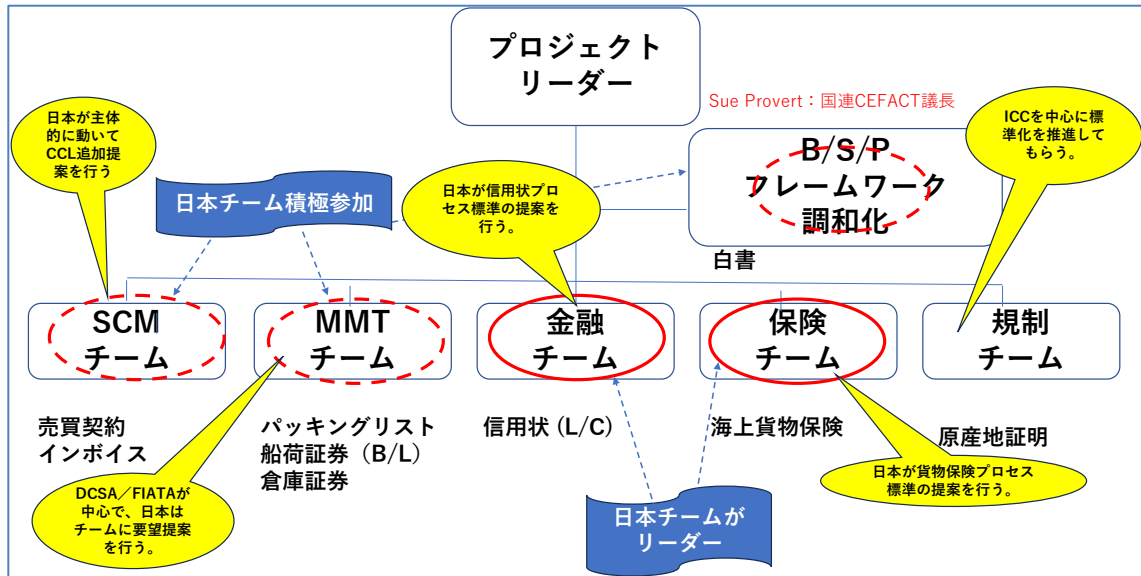
<sup>18</sup> BRS: Business Requirement Specification (業務要件仕様) デジタル化対象の業務範囲につき、業務範囲・業務プロセス及び情報モデルを定義した仕様。

<sup>19</sup> DCSA: Digital Container Shipping Association (デジタルコンテナ SHIPPING アライアンス) 技術標準を通じてコンテナ輸送のデジタル化を促進するために設立された中立的な国際非営利団体。

<sup>20</sup> FIT: Future International Trade Alliance (未来国際貿易アライアンス) 海運業界のすべてのセクターにおいて、海運基準と電子船荷証券 (eBL) の認知度を高め、その利用を促進する協議会。BIMCO (バルチック国際海運協議会), DCSA, FIATA (国際貨物輸送業者協会連合会), ICC (国際商業会議所) 及び SWIFT (国際銀行間通信協会) が設立。

<sup>21</sup> SCM Domain: Supply Chain Management (サプライチェーン管理) 国連 CEFACT 標準においてサプライチェーン管理をカバーする分野。

<sup>22</sup> RDM: Reference Data Model (参照データモデル) 国連 CEFACT の分野別に定義されたデータモデル。



その結果、日本が提出した信用状（Documentary Credit）プロセスの業務要件仕様は、2024年4月19日～6月19日の間に公開レビューが行われた。特に反対意見が出されなかったため、このほど国連CEFACTビューローで承認され、国連CEFACTフォーラムに引き続き開催された総会において信用状BRS標準が確認された。

なお、今回標準化されたのは信用状プロセスには発行依頼、通知及び修正が含まれる。船積書類買取による決済プロセスは今後取り組むこととなる。

## 2. 2 貿易手続デジタル化への対応

### Learning Session: Accelerating Digital Trade Adoption: A Unified Call to Action

国際商業会議所（ICC<sup>23</sup>）と国連欧州経済委員会（UNECE）のデジタル標準イニシアティブ（DSI<sup>24</sup>）は、相互運用可能なデジタル化されたグローバル貿易エコシステムの実現を支援するデジタル貿易標準の採用を促進するための共同「行動への呼びかけ」<sup>25</sup>を行った。このセッションは、今年初めに発表されたDSIとUNECEの主要貿易書類およびデータ要素（KTDDE<sup>26</sup>）標準分析と提言<sup>27</sup>に基づくものである。KTDDEは、グローバルな貿易効率の向上、コスト削減、大規模なデジタル信頼の構築において、標準化されたデジタル貿易プロセスの役割を簡素化し、注目することを目的としている。

<sup>23</sup> ICC: International Chamber of Commerce（国際商業会議所）

<sup>24</sup> DSI: Digital Standards Initiative（デジタル標準イニシアティブ）

<sup>25</sup> Unified Call to Action

<sup>26</sup> KTDDE: Key Trade Documents and Data Elements（主要貿易書類およびデータ要素）

<sup>27</sup> <https://www.tradefinanceglobal.com/posts/final-ktdde-report-icc-dsis-18-month-journey-harmonise-trade-documents/>

## 概要

Mr. Dmitry Mariyasin, Deputy Executive Secretary, UNECE

国際商工会議所（ICC）のデジタル標準化イニシアティブ（DSI）、世界税関機構（WCO<sup>28</sup>）、国際標準化機構（ISO）、地域委員会、その他の利害関係者など、さまざまな関係者と力を合わせ、貿易プロセスのデジタル化を促進するための行動基盤の必要性を強調した。

## 行動の呼びかけ

Ms. Pamela Mar, Managing Director, ICC DSI

DSIは貿易における中核データのレベルで標準の整合化を促進することを目指している。DSIは、36の主要な貿易文書を分析し、相互運用性を可能にし、デジタル標準の採用を推進するために、それらの中核データ要素を特定した。世界の貿易の80%を電子譲渡可能記録モデル法（MLETR<sup>29</sup>）に整合させることや、貿易に関する世界のデジタル標準の採用率を50%以上にするなど、DSIの主要業績評価指標の概要を説明した。

## データの相互運用性と標準

Mr. Piergiorgio Licciardello, GSI

相互運用性は技術やフォーマットにとどまらず、業界全体にわたるデータ定義と意味の整合性に重点を置いていると強調。データ定義の不一致がサプライチェーンプロセスにおける誤解や非効率性につながる可能性のある例を挙げた。また、データ要素の共通理解と相互運用性の促進に向けた組織間の協力的な取り組みの重要性を強調した。

## 保険分野のデジタル化

Mr. Tom Shinya, IUMI

国際海上保険組合（IUMI<sup>30</sup>）および東京海上保険の新谷哲之介氏が、保険業界ではいまだに紙やPDF形式の保険証券を発行しており、顧客からのデジタルデータへの需要は限られていると認めている。保険業界における意識改革、暫定的なデジタルデータ標準の開発、業界団体との協力による貨物保険証券の合意データセットの確立に向けた取り組みが必要である。日本では、世界中で活用できる暫定的なデジタルデータセットを開発した。今後、その暫定的な基準データセットを国連CEFACT標準にするための活動を予定している。IUMIには約45カ国が加盟しており、デジタルデータセットを各国の各協会に配布する予定。

## 貿易金融プロジェクト

Ms. Sue Probert, UN/CEFACT Chair

電子譲渡可能記録に関するモデル法（MLETR）および流通性に関する要件に貿易金融文書を整合させることに重点を置いた、国連CEFACT内の貿易金融プロジェクトについて紹介した。このプロジェクトは、電子船荷証券（eBL）や信用状メッセージなどの既存の貿易金融文書を見直し、デジタル貿易金融のニーズを満たすように更新することを目的としている。貿易金融分野でのデジタル化を促進するためには、組織や利害関係者間の協力が重要であると強調した。

<sup>28</sup> WCO: World Customs Organization（世界税関機構）

<sup>29</sup> WCO: World Customs Organization（世界税関機構）

<sup>30</sup> IUMI: International Union of Marine Insurance（国際海事保険組合）

### 3. 貿易デジタル化における挑戦

今回の国連CEFACTフォーラムでは、DPP<sup>31</sup>を中心としたUNTPに関わる多くのセッションが行われた。

- Identities in Trade (取引におけるアイデンティティ)
- Protocol over Platforms (サプライチェーンの透明性)
- UN Protocol on Digital Product Passports for Transparency at Scale in Global Supply Chains (デジタル製品パスポート)
- Encouraging Greater Trust in Digital Trade (デジタル貿易における信頼性)

本報告では、各セッションの個別紹介ではなく、それぞれの内容を踏まえて国連CEFACTにおけるUNTPに関わる全般的な活動を紹介する。

#### 3. 1 UNTP概要

国連透明性プロトコル (UNTP) は、サプライチェーンの追跡可能性と透明性を実現することにより、Green Wash に対抗するための実践的な対策で政府と業界を支援することを目的としている。

Green Washとは、企業、製品、サービスが環境や社会福祉に与えるプラスの影響について、組織が行う虚偽、誤解を招く、または真実ではない一連の行動や主張を表すために使用される用語である。SDGs に対するインセンティブが製品の真の持続可能性に対する強い動機となるのと同様に、Green Washに対抗するより強い動機も存在する。複数の調査活動から得られた証拠によると、Green Wash はすでに蔓延しており、グリーンな生産過程を経た製品であるとの主張の約 60% が虚偽または誤解を招くものであることが証明されている。これは持続可能性の結果に重大な脅威をもたらすものである。

サプライチェーンの透明性を世界規模で実装するために、国連CEFACTはUNTPと呼ばれる、自由に利用できる標準のパッケージを開発している。このプロトコルは、購入、出荷、支払い参照データ モデルを含む 国連CEFACT の既存のオープン標準を活用し、それに基づいて構築される。UNTP は、ISO およびW3C<sup>32</sup> の標準も基にしている。

SDGsの規範の基に市場の競争に勝つには、偽りの主張を困難にする必要がある。それを実現する最善の方法は、サプライチェーンを追跡可能かつ透明化して、持続不可能な慣行が隠れる場所がないようにすることである。ただし、何らかの効果を上げるには、追跡可能性と透明性の対策を大規模に実装する必要がある。

市場には、トレーサビリティと透明性に関するソリューションが数多く存在する。その多くは、エンドツーエンドのトレーサビリティのためにデータを収集するために、特定のバリューチェーンのすべての関係者が同じプラットフォームに加入することを期待している。ただし、バリューチェーンのすべての関係者を1つのプラットフォームに採用することは実現可能でも拡張可能でもない。UNTP は標準プロトコルであり、プラットフォームではない。サプライチェーンのデータは各所有者に保持されることを前提とする。したがって、「どのソフトウェアを選択すればよいのでしょうか?」という質問に対する答えは、

<sup>31</sup> DPP: Digital Product Passport (デジタル製品パスポート)

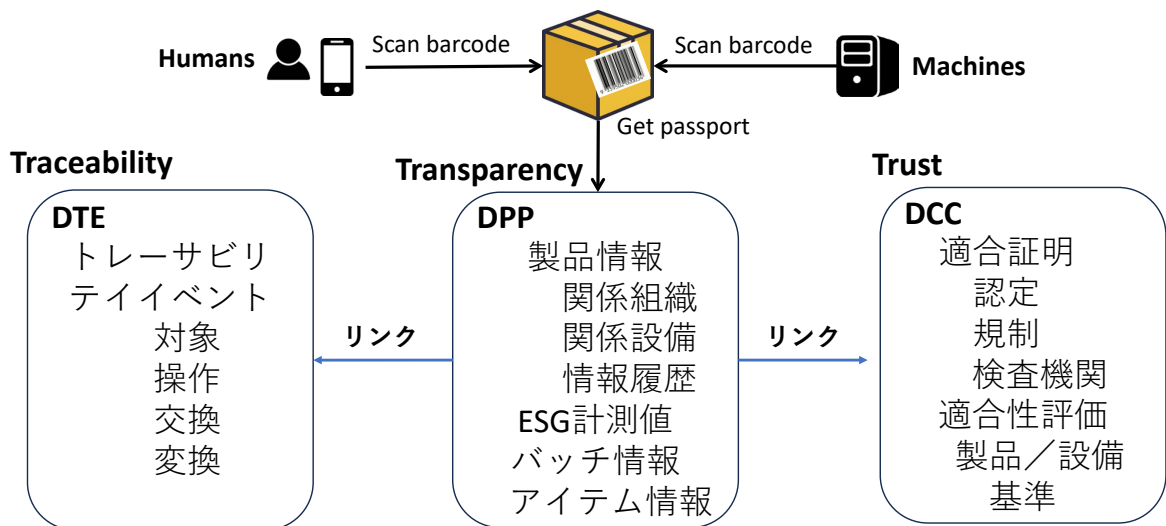
<sup>32</sup> W3C: World Wide Web Consortium (Webで使用される各種技術の標準化を推進するために設立された標準化団体。

「UNTP に準拠している限り、どれでも選択できます」である。

増え続ける ESG 基準と規制への対処も課題である。現在、世界中の ESG 基準と規制の数は数千に上る。特定の商品、管轄区域、または ESG 基準に固有のものもあれば、複数の側面を網羅するものもある。それらの間には大きな重複があり、正式な相互承認はほとんどない。その結果、複数の輸出市場に販売するサプライチェーン関係者にとって、どの基準が重要かを判断し、コンプライアンスを実証する方法を知ることが非常に困難になっている。UNTP は、より多くの ESG 基準を定義することで複雑さを増すことはない。むしろ、複数の ESG 基準に対してプロセスとデータを検証することをより簡単にすることで、コンプライアンスのコストを最小限に抑えることを目指している。本質的には、持続可能な慣行を一度実装し、それを再利用して複数の重複する基準を満たすことである。

### 3. 2 UNTP仕様概説

UNTP仕様は、デジタル製品パスポート (DPP)、トレーサビリティイベント (DTE)、適合証明書 (DCC) という3つのコア情報構造を提案している。このプロトコルは、バリューチェーン全体にわたる製品の追跡を可能にしつつ、各サプライチェーンの関係者が独自にこれらの証明書を発行できるようにすることを目的としている。

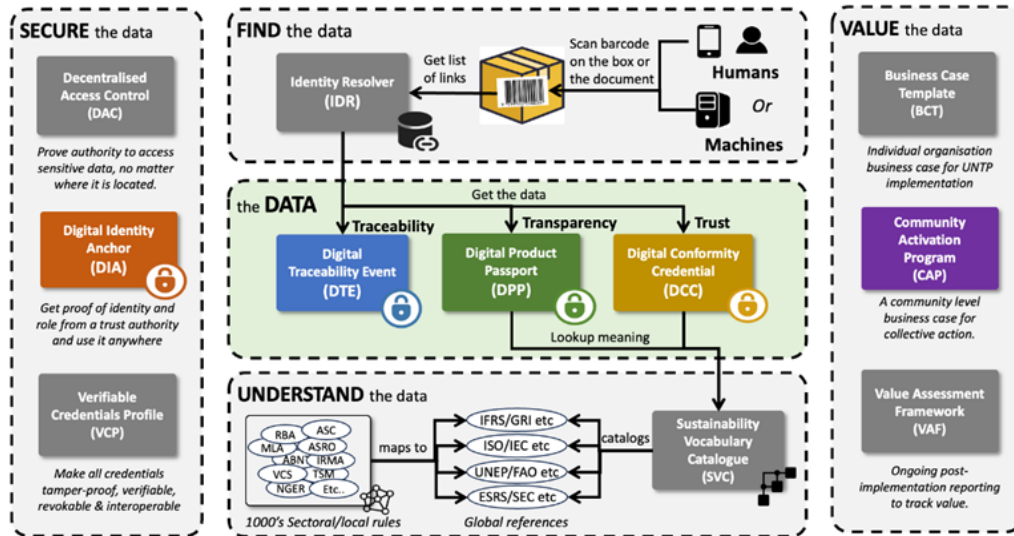


DPP概念図

アーキテクチャは、仕様のすべてのコンポーネントとそれらがどのように連携するかを示す青写真である。UNTP の基礎となる設計原則を定義し、単一のアクターの観点から、またバリューチェーン全体にわたってコンポーネントが連携して機能する様子を示す。UNTP は、基本的に分散型のアーキテクチャであり、中央にデータを保存する場所はない。



## UNTP comprises five key pillars



### UNTPアーキテクチャ

以下にアーキテクチャの主要要素を概説する。

#### Verifiable Credentials Profile (VCP)

W3Cは、検証可能な認証情報(VC)と呼ばれる標準を定義している。VCは、教育証明書、許可証、ライセンス、登録などの日常的な認証情報のポータブルなデジタルバージョンである。VCは発行者によってデジタル署名され、改ざん防止、プライバシー保護、取り消し可能、デジタル検証が可能である。国連CEFACTは以前にこの標準を評価し、最近の白書でさまざまな国境を越えた貿易のユースケースでの使用を推奨している。VCは本質的に分散化されているため、パスポート、認証情報、追跡可能性イベントをすべてW3C VCとして発行することを推奨するUNTPに最適である。

#### Digital Product Passport (DPP)

デジタル製品パスポート(DPP)は、商品の出荷者によって発行され、バリューチェーンの関係者間で出荷されるシリアル化されたすべての製品項目(または製品バッチ)の製品および持続可能性に関する情報を伝達する。パスポートには、ESG主張に信頼性を追加する適合証明書へのリンクが含まれている。パスポートには、完成品から原材料までリンクされたデータの軌跡(機密性制約の対象)をたどるための「接着剤」となるトレーサビリティイベントへのリンクも含まれている。UNTP DPPは、EU DPPなどの国内規制と矛盾しない。これは、高品質の国内レベルの製品パスポートの発行に必要なデータと証拠を提供する上位レベルの標準として捉えることができる。

#### Digital Conformity Credential (DCC)

適合証明書は通常、独立した第三者によって発行され、信頼できる基準や規制に対する製品のESGパフォーマンスの信頼できる評価を提供する。すなわち、証明書はパスポートのESG主張の信頼できる検証を提供する。パスポートは複数の独立した主張(例: 排出強度、森林破壊なし、公正な労働など)を証明することがあるため、1つのパスポートで参照されるリンクされた適合証明書が多数ある場合がある。

#### Digital Traceability Events (DTE)

トレーサビリティイベントは、バリューチェーンを構成する製品および設備の「何を、いつ、どこで、なぜ、どのように」を指定するための識別子の集合である。UNTPは、サプライチェーンのトレーサビリティのための既存の実証済みの仕組みで、製品特定の目的でGS1のEPCIS<sup>33</sup>に基づいている。トレーサビリティイベント構造の基本的な考え方は、4つの基本イベントタイプの組み合わせを使用して、複雑さに関係なくあらゆるサプライチェーンを常に正確にモデル化できるということだ。オブジェクトイベントは、検査などの特定の製品に対するアクションを記述する。トランザクションイベントは、売り手と買い手の間の商品の販売など、2つのアクター間の製品の交換を記述する。集約イベントは、輸送のために綿の梱包をパレットに積み重ねるなど、製品の統合または統合解除を記述する。変換イベントは、入力製品を消費して新しい出力製品を作成する製造プロセスを記述する。UNTPは、分散型アーキテクチャでこれらのイベントを、バリューチェーン全体を表すリンクデータ「グラフ」を横断する手段として使用する。

### **Digital Identity Anchor (DIA)**

UNTP認証情報には、製品、場所、または企業の識別子が含まれます。また、UNTP認証情報には、排出強度値などのESGパフォーマンスクレームも含まれる。これらの識別子またはESGクレームの検証者は、データが真実であり、検証可能な場所で正当な当事者によって行われたことを確信できる必要がある。トラストアンカーは、既存のビジネスまたは製品の登録、認証、認定、またはその他の整合性を検証する国内または国際機関である。更に、第三者評価を発行する認証機関を監査および認定する国内または国際認定機関も必要である。UNTPは、既存のトラストアンカーがこれまでどおりにデジタル検証可能な方法で実行し続けるためのプロトコルを定義している。

### **Identity Resolver (IDR)**

企業の識別子、場所の識別子、および製品の識別子は、サプライチェーン全体に遍在し、システムの整合性を支えている。UNTPは、既存の投資と整合性レジスターを活用できるように、新しいスキームの使用を妨げることなく、既存の識別子スキームを基盤としている。UNTPは、識別子の4つの主要な機能を要求し、これらの機能をまだ具体化していない識別子に対して、UNTP要件を満たすように識別子スキームを向上させるフレームワークを提供する。UNTP実装で使用される識別子は、検出可能(バーコード、QRコード、またはRFIDをスキャンすることで簡単に読み取れる)、グローバルに一意(ローカルスキームにドメインプレフィックスを追加することで一意)、解決可能(識別子が指定されると、識別されたものに関する詳細なデータを見つける標準的な方法がある)、検証可能(識別子の所有権を検証できるため、アクターが所有していない識別子について主張できない)である必要がある。

### **Decentralised Access Control (DAC)**

透明性と機密性の要求の間にはバランスが必要である。UNTPの重要な原則は、サプラ

---

<sup>33</sup> EPCIS: Electronic Product Code Information Service (モノの移動に関する情報を共有、交換することでサプライチェーンの可視化を行うための標準仕様で可視化データのフォーマット及び②可視化データを取得・共有するインタフェースを規定している。

イチェーンのすべての関係者が透明性と機密性のバランスを自分で選択できるようにすることである。これを実現するために、UNTP は、データ保護の程度が異なる 6 つのデータ機密性パターンを定義し、各関係者の機密性目標を満たすように適切に組み合わせられるようにしている。これには、上流のサプライヤーから受け取った認証情報からデータを選択的に編集してから下流のバイヤーに渡す機能が含まれる。

### **Sustainability Vocabulary Catalog (SVC)**

Web 語彙は、UNTP に基づく透明なバリューチェーン全体にわたって、ESG の主張と評価の意味を一貫して理解するための手段である。世界中には何百もの ESG 標準と規制があり、それぞれに数十から数百の特定の適合基準がある。原材料から完成品までの特定のバリューチェーンには、何千もの ESG 基準のいずれかに対して発行された数十のパスポートと適合証明書が含まれる可能性がある。このデータを理解する一貫した手段が必要である。UNTP は、ESG 基準の標準的で拡張可能なトピックマップ (分類法) を定義し、標準化機関、国の規制当局、または業界団体が特定の用語を UNTP 語彙にマッピングするためのメカニズムを提供する。

### **3. 3 UNTP開発状況**

UNTPの必要性とその導入推進についての戦略を規定するのが「勧告49号 Transparency at Scale」である。勧告49号は、2023年より策定作業が進められ、最初のドラフト版の公開レビューが2024年4月～6月に実施された。更に、導入仕様の検討を進め、次回の国連CEFACT総会（2025年7月）には最終版が公開されることになっている。

勧告49号に基づく技術仕様の開発は、2024年7月現在Alpha版が出揃った段階で、2024年12月の国連CEFACTフォーラムまでにBeta版が整えられる予定である。

UNTPの開発途上の技術仕様は次のURLから参照することができる。

<https://uncefact.unece.org/display/themepressdemo/Transparency+at+scale+digital+solutions+for+trust++resilience+and+sustainability>

なお、UNTPについては、各地でパイロットプロジェクトが進められている。

農業分野：EU及びオーストラリア

重要資源：カナダ、オーストラリア、コンゴ

また、欧州では繊維分野で早くから人権問題と資源再利用のためのトレーサビリティシステムの導入が進められており、国連CEFACT共通辞書（CCL: Core Component Library）に関連情報項目の追加要求が出され審議中である。

<情報項目追加要求中の例>

デジタル製品パスポート、物質情報、データキャリア、フットプリント、リサイクル、懸念物質（SoC: Substance of Concern）